## 受験申込書(会計年度時給制業務補助員) 写真貼付 令和 年 月 日現在 $(4\text{cm} \times 3\text{cm})$ ふりがな 昭和 月 6か月以内の脱帽、正 年 日生 平成 面、顔写真 氏 名 ( 歳) ふりがな ) 電話( ₹ 現住所 ) 携帯( ふりがな ) 電話( (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入) 連絡先 携帯( ) 学 学部•学科名 期 間 校 名 月から 年 月まで 学 年 月から 年 月まで 月から 年 月まで 年 歴 年 月から 年 月まで 月から 年 月まで 間 期 勤 務 先 職務内容 年 月から 年 月まで 職 年 月から 年 月まで 年 月から 年 月まで 歴 年 月から 年 月まで 年 月から 月まで 年

	月			資格	・免許			
			 志	望動機				
			太人	希望記入欄				
			<i>→</i>	トーエー・ロント				
		k m &	クの状態のマム	· /#L764- #	t.マケn+- HH M	<u> </u>		
 有	• 無	採用包	後の兼業の予定	. (	切務時间等	<del>`</del>		
			ら)については、 ・の都度報告して		よる許可は	必要あり	ませんが、	採用後
状況に変	変更があった		の都度報告して		よる許可は	必要あり	ませんが、	採用後
状況に変 下記の事。 1. 拘っ	変更があった 項の該当、 禁刑以上の	と場合にはそ 非該当を○	の都度報告して	てください。			けることが	なく
状況に 下記の事 1. 拘 な	変更があった 頃の該当、 禁刑以上の るまでの者	:場合にはそ 非該当を○ 刑に処せら	の都度報告して で囲む れ、その執行を	てください。 ・ ・終わるまで〕	又はその <b>執</b> 該	は行を受り 当	ナることが 非恵	なく
状況に 下記の事 1. 拘 な	変更があった 頃の該当、 禁刑以上の るまでの者	:場合にはそ 非該当を○ 刑に処せら	の都度報告して	てください。 ・ ・終わるまで〕	又はその <b>執</b> 該 分の日かり	は行を受り 当 ら2年を	けることが 非記 経過しない	なく
状況に変 下記の事: 1. 拘: な 2. 名:	変更があった 項の該当、 禁刑以上の るまでの者 古屋市職員	上場合にはそ 非該当を○ 刑に処せら として懲戒	·の都度報告して で囲む れ、その執行を 免職の処分を	てください。 な終わるまで〕 受け、当該処	又はその幸 該 分の日か・ 該	は行を受り 当 ら2年を 当	ナることが 非記 経過しない 非記	なく
状況に変 下記の事 1. 拘っ な 2. 名 3. 日	変更があった 項の該当、 禁刑以上の るまでの者 古屋市職員 本国憲法施	上場合にはそ 非該当を○ 刑に処せら として懲戒 行の日以後	の都度報告して で囲む れ、その執行を 免職の処分を において、日本	てください。 な終わるまで 受け、当該処 に国憲法又は	又はその幸 該 分の日か・ 該 その下に成	は行を受け 当 ら2年を 当 は立した正	ナることが 非認 経過しない 非認 致府を暴力	なく
状況に変 下記の事: 1. 拘っ な 2. 名 3. 日	変更があった 項の該当、 禁刑以上の るまでの者 古屋市職員 本国憲法施	上場合にはそ 非該当を○ 刑に処せら として懲戒 行の日以後	·の都度報告して で囲む れ、その執行を 免職の処分を	てください。 な終わるまで 受け、当該処 に国憲法又は	又はその幸 該 分の日かり 該 その下に成 又はこれば	は行を受ける 当 ら2年を 当 は立した これ入し	ナることが 非記 経過しない 非記 政府を暴力 た者	な当者で破る
状況に変 下記の事: 1. 拘; な 名: 2. 名: 3. 日: 壊	変更があった 項の該当、 禁刑以上の 者	上場合にはそ 非該当を○ 刑に処せら として懲戒 行の日以後 主張する政	の都度報告して で囲む れ、その執行を 免職の処分を登 において、日本 党その他の団体	てください。 と終わるまで 受け、当該処 本国憲法又は 本を結成し、	又はその转 該 分の日かり 該 その下に成 又はこれり	は行を受い 当 ら2年を 当 立した呼 こ加入し 当	ナることが 非 経過しない 非 政府を暴 大者 非 非	な当者で当
状況に変 下記の事: 1. 拘i な 名: 3. 日 壊 4. 平	変更があった 項の該当、 禁刑以上の 者	上場合にはその非該当をの 非該当をの 刑に処せら として懲戒 行の日以後 主張する政 前の民法の	の都度報告して で囲む れ、その執行を 免職の処分を において、日本	てください。 と終わるまで 受け、当該処 本国憲法又は 本を結成し、	又はその转 該 分の日かり 該 その下に成 又はこれり	は行を受い 当 ら2年を 当 立した呼 こ加入し 当	ナることが 非 経過しない 非 政府を暴 大者 非 非	な当者で当
状況に変 下記の事: 1. 拘i な 名: 3. 日 壊 4. 平	変更があった 項の該当、 禁刑以上の る 古屋 市職 法 と 本国 こと 本 は11年 な11年	上場合にはその非該当をの 非該当をの 刑に処せら として懲戒 行の日以後 主張する政 前の民法の	の都度報告して で囲む れ、その執行を 免職の処分を登 において、日本 党その他の団体	てください。 と終わるまで 受け、当該処 本国憲法又は 本を結成し、	又はその <sup>转</sup> 対の日が その 下 で マはこれ を受けてい	は行を受い 当 ら2年を 当 立した呼 こ加入し 当	ナることが 非 経過しない 非 政府を暴 大者 非 非	な 当 者 当 で ぎ 原
状況に変 下記の事 1. 拘な 2. 名 3. 母 な名 4. と	変更があった 項の以で 市 憲 こ 中 もの 出 は と 改 の 以 で 市 憲 こ 中 もの 以 するもの 以 で の 以 ずるもの と かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しょうしょう しょう	上場合にはそ 非該当を○ 非該当を○ 刑に処せら として懲 行の日よの 主張 大の民法の 外)	の都度報告して で囲む れ、その執行を 免職の処分を	でください。 会終わるまで 受け、当該処 本国憲法又は 本を結成し、 本を結成し、	又はその <sup>转</sup> 対の日が その 下 で マはこれ を受けてい	は行を受ける 3 年を 立 立 立 九 当 る さ こ る 者 ( )	ナることが 経過し かまと 非な非暴 を まる 非弱 を 非弱 を 非弱を	な 当 者 当 で ぎ 原 く 当 者 当 破 当 因
状況に変 下記の事 1. 拘な 2. 名 3. 母 な名 4. と	変更があった 項の以で 市 憲 こ 中 もの 出 は と 改 の 以 で 市 憲 こ 中 もの 以 するもの 以 で の 以 ずるもの と かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しょうしょう しょう	上場合にはそ 非該当を○ 非該当を○ 刑に処せら として懲 行の日よの 主張 大の民法の 外)	の都度報告して で囲む れ、その執行を 免職の処分を登 において、日本 党その他の団体	でください。 会終わるまで 受け、当該処 本国憲法又は 本を結成し、 本を結成し、	又はその <sup>转</sup> 対の日が その 下 で マはこれ を受けてい	は行を受ける 3 年を 立 立 立 九 当 る さ こ る 者 ( )	ナることが 経過し かまと 非な非暴 を まる 非弱 を 非弱 を 非弱を	な 当 者 当 で ぎ 原 く 当 者 当 破 当 因
状況に変 下記の事 1. 拘な 2. 名 3. 母 な名 4. と	変更があった 頃の別で市 憲こ 年も と 改ののと のと のと のと のと ののの ののの ののの ののの ののの ののの	# 場合にはそ 非該当を〇 那に処して として 日 での張すると の歌 はの 外) 相違ない	の都度報告して で囲む れ、その執行を 免職の処分を	でください。 会終わるまで 受け、当該処 本国憲法又は 本を結成し、 本を結成し、	又はその <sup>转</sup> 対の日が その 下 で マはこれ を受けてい	は行を受ける 3 年を 立 立 立 九 当 る さ こ る 者 ( )	ナることが 経過し かまと 非な非暴 を まる 非弱 を 非弱 を 非弱を	な 当 者 当 で ぎ 原 く 当 者 当 破 当 因